

## 入札保証金・契約保証金についての注意事項

(熟読をお願いします。)

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（又はそれに代わるもの）を入札日程表に示す期限までに県に提出していただく必要があります。

### ①入札保証金を納める。

入札保証金となる金額は、入札しようとする金額の100分の110（＝税込金額）の5%以上です。

この場合、現金、小切手ともに「保証金等納付書」に記名押印又は署名してください。「保証金等納付書」が必要な方は、環境部監視指導課にて配布します。

なお、受入れの準備が必要であるため、納付の際は、事前に環境部監視指導課に連絡してください。

### ②入札保証保険に加入して、その証書を提出する。

保険金額 … 入札しようとする金額の100分の110（＝税込金額）の5%以上です。

保証期間 … 令和8年5月12日以前の任意の日を始期、同年5月22日以降の任意の日を終期としてください。

特約条項 … 「定額てん補」の特約を付けてください。

### ③履行証明書を提出する

これは、「過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。証明書は、過去2年間のもの2件が必要です。

また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の100分の110（＝税込金額）の20%を超える同種の契約をいいます。

（例：入札金額が250万円の場合、契約希望金額が275万円となり、その20%となる55万円を超える契約（＝550,001円以上）の実績が2件必要となります。）

様式は、入札説明書中の「履行証明書」を参照のこと。

契約書の写しは履行証明書の代わりになりません。

### 【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金と同様の取扱いですが、契約金額（税込金額）に乗る率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
①保証金納付	5%	10%
②保証保険	5%	10%
③履行証明	20%	20%

なお、入札保証金を納付された方が落札された場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することも可能です。

## 入札参加者心得

入札（見積）にあたっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 県に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、金額はアラビア数字で記載すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
  - (1) 入札金額の記載が無いもの、又は入札金額を訂正した入札。
  - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
  - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札。
  - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札。
  - (5) 入札者又はその代理人の記名が無く、入札者が判明できない入札。
  - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（入札しようとする金額の100分の110（＝税込金額））の100分の5に達しない入札。
  - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。
  - (8) 入札参加資格の無い者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。  
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
  - (9) 入札書の日付の無いもの、又は日付に記載誤りがある入札。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に記名押印又は署名したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。
- 15 入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。
- 16 入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。